

騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針

令和4年3月22日

(1) 目的、事業者の責務等

本ガイドラインは、労働安全衛生規則等に基づく措置^{注)}を含め騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

等価騒音レベル 85 dB 以上となる可能性の高い作業場において、労働者に業務を行わせる事業者は、本ガイドラインに基づき騒音レベルを把握した上で、適切な措置を講ずることにより、労働者のばく露する等価騒音レベルを少なくとも 85 dB 未満とするよう、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

なお、設備等設計時の低騒音化の観点から、事業者は、労働安全衛生法第 88 条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が騒音障害防止措置を必要とする作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

注) 労働安全衛生規則等に基づく措置

関係条文等	事業者の講ずべき措置等
労働安全衛生法第 22 条 (事業者の講ずべき措置等)	・騒音による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
労働安全衛生規則第 576 条 (有害要因の除去)	・騒音を発する有害な作業場においては、その原因を除去するため、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずること。
同令第 583 条の 2 (騒音を発する場所の明示等)	・強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、強烈な騒音を発する場所であることを標識によって明示する等の措置を講ずる。
同令第 584 条 (騒音の伝ばの防止)	・強烈な騒音を発する屋内作業場においては、隔壁を設ける等必要な措置を講ずること。
同令第 588 条 (作業環境測定を行うべき作業場)	・労働安全衛生法第 65 条第 1 項の規定に基づき作業環境測定を行うべき作業場として、著しい騒音を発する屋内作業場を列挙 <ガイドラインの別表第 1 に同じ>。
同令第 590 条、第 591 条 (騒音の測定等)	・同令第 588 条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場<ガイドラインの別表第 1 に同じ>について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合には、等価騒音レベルを測定すること。 ・等価騒音レベルの測定を行ったときは、測定日時、測定方法、測定結果等を記載して、3 年間保存すること。
同令第 595 条一第 598 条 (騒音障害防止用の保護具) (保護具の数等) (労働者の使用義務) (専用の保護具等)	・強烈な騒音を発する場所における業務においては、耳栓その他の保護具を、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備えること。 ・耳栓等の保護具を使用しなければならない旨を、見やすい場所に掲示すること。

(2) 対象とする騒音作業等

等価騒音レベル 85 dB 以上となる可能性の高い作業場における業務を広く対象に含める。具体的には、ガイドラインの対象とする騒音作業を別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務とし、次のとおりとする。

- 別表第 1 については現行どおり労働安全衛生規則第 588 条に掲げる 8 屋内作業場とする。
- 別表第 2 については、対象は「等価騒音レベル 85 dB 以上となる可能性の高いあらゆる作業場」であり、具体的に掲げた作業場は例示であることを明記しつつ、可能な範囲で、候補となる作業場及び対象とする工具等を示す。
- 別表第 2 の中に例示する作業場は、騒音の発生メカニズム等に応じて類型化する。現行の 52 作業場を基本としつつ、建設業の作業場における手持動力工具その他の騒音を発生する機械工具等を可能な限り明記するとともに、現行ガイドラインで掲げられていないサービス産業における音響・効果音なども視野に入れて追記する。

(3) 労働衛生管理体制とリスクアセスメント

- 作業場ごとに騒音障害防止対策の管理者を定めて組織的かつ継続的に対策を実施する。管理者としては、製造業、第三次産業では、ライン管理者、職長等の実務に習熟した者が適切であり、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者等の労働衛生スタッフがそれらを統括する。構内の関係事業場についても、可能な範囲で協力することが望ましい。建設工事現場等においては、元請事業者は、関係請負人が使用する機械・工具の選定や、労働者の労働衛生管理、労働衛生教育等に対する指導・援助を行うとともに、工事現場において支給・貸与する設備等による騒音の低減措置を講ずる必要がある。
- これら騒音障害防止対策の管理者は、騒音レベルを把握して騒音障害リスクを見積もった上で、リスクに応じて設備や作業方法等を踏まえた必要な措置を選択して対策を講ずる。

(4) 作業環境管理（騒音レベルの把握）

- 騒音を発生する作業場においては、騒音障害のリスクに応じた管理の観点から、騒音レベルの把握が必要である。
- 別表第 1 に規定する屋内作業場については、6 か月以内ごとに 1 回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合には、作業環境測定を行った上で、結果を評価することにより、単位作業場所において業務を行う労働者の騒音レベルを把握する。
- 別表第 2 に規定する屋内作業場については、原則として、6 か月以内ごとに 1 回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、作業環境測定を行い、結果を評価することにより、単位作業場所において業務を行う労働者の騒音レベルを把握する。ただし、騒音源が常時移動

する場所における作業、著しい音響環境下における顧客対応等の業務等であって、作業環境測定による労働者の騒音レベル（当該作業が行われる位置であって、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間における等価騒音レベル）の正確な把握が困難な場合は、別添に示す個人ばく露測定によることができる。

- 屋内作業場についての作業環境測定は、作業環境測定基準に規定する方法により行い、ガイドラインに従って管理区分を決定する。

屋内作業場についての作業環境測定及び作業環境測定結果の評価、測定結果の記録については、現行ガイドラインの規定を基本とする。

- 作業環境測定の結果、単位作業場所のすべての測定点が 80 dB 未満である場合等、等価騒音レベルが常態的に 85 dB 未満であることが明らかと考えられる作業場については、別表第 2 に例示されている作業場であっても、定期的な測定は必要ない。

- 坑内の作業場については、原則として、6 か月以内ごとに 1 回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、騒音作業場についての定点測定を行い、結果を評価することにより、坑内作業場における所定の業務に対する騒音レベルを把握する。ただし、シールドトンネル工事におけるバッテリー軌道車の運転等の業務など、定点測定により労働者の騒音レベルの正確な把握が困難な場合は、別添に示す個人ばく露測定によることができる。

坑内作業場についての定点測定及び測定結果の評価、測定結果の記録については、現行ガイドラインの作業環境測定に係る規定に準じて定める。

- 屋外の作業場については、騒音源からの距離による騒音レベルの変動が大きく、定点測定による労働者の騒音レベルの正確な把握が困難であることにかんがみ、原則として、6 か月以内ごとに 1 回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、別添により個人ばく露測定を行い、結果を評価することにより、対象とする労働者の騒音レベルを把握する。

- 屋外の作業場についての個人ばく露測定及び測定結果の評価、測定結果の記録は、屋内作業場における作業環境測定に準じて行う。

- 屋外の作業場においては、個人ばく露測定の実測が困難な場合も考えられることから、騒音を発する機械設備、工具等に固有の音響パワーレベル又は当該工具等の操作者の位置における等価騒音レベルに関するデータを入手する等により、適切な代替方法により労働者の騒音レベルを推計し、個人ばく露測定結果に代えることができるものとする。ただし、対象労働者の近傍に音を反射する壁等の障害物がない場合に限る。なお、測定結果の評価、測定結果の記録については、個人ばく露測定を行った場合と同様とする。

(5) 騒音ばく露低減のための措置

- 騒音源、伝ば経路、作業側における対策を組み合わせることで適切に講ずることにより、労働者の騒音ばく露を等価騒音レベル 85 dB 未満とするよう低減化を図る。
- 設備等の大きさによっては、設置後の騒音源対策が大規模なものとなり、多額の費用が発生する上に作業の制約を伴うことがある。このため、可能な限り設備等の設置時に低騒音の設計とし、低騒音の機械・工具を選定することが望ましい。
- 屋内作業場においては、作業環境測定の結果、第2管理区分又は第3管理区分とされた単位作業場所について、これらの対策を講ずるとともに、再度、騒音レベルの把握を行うことにより対策の効果を確認する。
- 屋外の作業場においては、個人ばく露測定等（個人ばく露測定に代えて、騒音レベルの推計を行った場合を含む。）の結果、等価騒音レベル 85 dB 以上となる作業について、これらの対策を講ずる。
- 離れた場所との間で連絡を取るために無線レシーバーなどを耳に装着して使用する場合は、作業場の騒音レベルに応じて、着用者が無線レシーバーの音量を上げる傾向にあるため、特に作業場における騒音レベルの低減化に努める必要がある。作業場の騒音レベルによっては、必要に応じ、骨伝導型のレシーバーなど作業場の騒音レベルの影響を受けにくい通信機器の使用も考慮すること。

(6) 標識等

- 作業環境測定の結果、第2管理区分に区分された屋内作業場については、等価騒音レベル 85 dB 以上の著しい騒音を発する場所であることを標識により明示する等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場については、等価騒音レベル 90 dB 以上の強烈な騒音を発する場所であることを標識により明示する等の措置を講じなければならない。

(7) 聴覚保護具の使用その他の作業管理

- 騒音ばく露低減の措置を講じても等価騒音レベル 85 dB 未満とならない場合^{注2)}は、騒音源に近づく作業に着目して作業方法の改善を行うなど、衛生管理者その他の管理者の指示の下で作業管理を適切に行う。
- 騒音ばく露低減の措置を講じても等価騒音レベル 85 dB 未満とならない場合は、騒音レベルの測定結果等に応じて、適切な聴覚保護具を選定し、対象となる作業者に使用させる。

注2) 等価騒音レベル 85 dB 未満とならない場合として、次のようなものがある：

- ・ 屋内作業場において、第2管理区分又は第3管理区分である単位作業場所における業務
- ・ 屋内作業場において、手持動力工具等を使用する業務（等価騒音レベルが 85 dB 未満であることが明らかな場合を除く。）

- ・坑内の作業場において、騒音を発する機械・工具等の近傍における業務（等価騒音レベルが 85 dB 未満であることが明らかな場合を除く。）
- ・屋外作業場において、個人ばく露測定結果が等価騒音レベル 85 dB 以上である場合
- ・屋外作業場において、車両系建設機械等の運転者等騒音を発する機械の近傍に立ち入る業務（騒音レベルの推計により、操作者の位置において等価騒音レベル 85 dB 以上とならないことが確認された場合を除く。）
- ・屋外の作業場において、手持動力工具を操作する業務（騒音レベルの推計により、操作者の位置において等価騒音レベルが 85 dB 以上とならないことが確認された場合を除く。）
- 聴覚保護具の選定に当たっては、JIS T8161-1:2020 に規定する試験方法により示されている遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する。実際に耳に到達する騒音の実効値は、JIS T8161-2:2020 に規定する推定方法を用いて推計することができる
- 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話が必要な作業の場合においては、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないこと。特に、林業の伐木作業現場や、建設業の道路工事現場等においては、遮音値の大きい発泡型耳栓を選定すると聞き取りにくくなることから、遮音値を抑制した聴覚保護具を選定すること。聴覚保護具を装着した状態で、耳に到達する騒音の実効値を、概ね 70-80 dB の範囲に収まるようにする。
- ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う屋内作業場等、建物や壁等で囲まれた狭隘な作業場において、機械的衝突に伴う衝撃音を発する作業が行われる場合は、等価騒音レベルが 85 dB 未満であっても騒音レベルの低減が必要となることがあることから、聴覚保護具の選定に当たっては、必要に応じ、衝撃音も考慮すること。
- 等価騒音レベルが 90 dB 以上となる強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者や、騒音健康診断の結果、要観察とされた労働者については、騒音障害防止対策の管理者が、労働者の耳に到達する騒音を等価騒音レベル 85 dB 未満とするよう、聴覚保護具の正しい装着方法を指導する必要がある。
- 騒音ばく露低減のための措置、作業方法の改善及び聴覚保護具の使用によっても、労働者の耳に到達する騒音を、1 日の許容基準である等価騒音レベル 85 dB 未満とすることができないときは、1 日の騒音作業に従事する時間を制限することにより、許容基準を満たす必要がある。

(8) 健康管理

ア 雇入時等健康診断

等価騒音レベルが 85 dB 以上となる可能性の高い作業場における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、以下の聴力検査を含む健康診断を行う。ただし、騒音ばく露低

減のための措置を講じた結果、作業環境測定により、単位作業場所のすべての測定点が 80 dB 未満であると確認された場合等、当該業務における等価騒音レベルが常時 85 dB 未満であることが明らかである労働者を除く。

- 気導純音聴力レベル測定法による聴力検査を行い、健康管理区分を決定する。
- 気導純音聴力レベル測定法による聴力検査は、250、500、1,000、2,000、4,000、6,000 及び 8,000 ヘルツについての検査を行うこと。

イ 定期健康診断

アの対象者に対し、6か月以内ごとに1回、以下の聴力検査を含む一次検査を行う。ただし、過去の定期健康診断において異常が認められた者については、一次検査を行わずに二次検査を行うこととして差し支えない。

- 1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧レベルにおける選別聴力検査を行う。
- 1,000 ヘルツ又は 4,000 ヘルツについて 30dB の音圧レベルにおける計測で異常が認められた者及び医師が必要と認める者については、気導純音聴力レベル測定法による聴力検査（雇入時等健康診断と同様）を含む二次検査を行い、健康管理区分を決定する。4,000 ヘルツ 25dB の音圧レベルにおける計測は、異常が認められたことのみをもって二次検査を行う必要があるとするものではないが、前回までの健康診断結果、作業状況等を勘案して医師が判断することとなる。
- 6か月以内に行われた作業環境測定結果に基づく結果の評価が第1管理区分である単位作業場所で業務に従事する労働者、又は6か月以内に個人ばく露測定等により1日ばく露量が 85 dB 未満とされた業務に従事する労働者に対しては、定期健康診断を省略することができる。

ウ 健康管理区分

- 雇入時健康診断及び定期健康診断（二次検査）の結果に基づき、以下のとおり健康管理区分を決定する。
- 会話音域の聞き取り能力の程度を把握するため、3分法平均聴力レベルを次式により求める。

$$3分法平均聴力レベル = (A+B+C) \times 1/3$$

A: 500 ヘルツの聴力レベル (dB)

B: 1,000 ヘルツの聴力レベル (dB)

C: 2,000 ヘルツの聴力レベル (dB)

- 高音域の聴力レベルは、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツについての聴力レベルのうち、いずれか聴力低下がより進行している周波数の値を採用する。

- 聴力レベルに左右差が認められるときは、原則として、聴力低下がより進行している側の値を採用する。

聴力レベルに基づく健康管理区分

	会話音域	30dB 未満	30dB 以上 40dB 未満	40dB 以上
高音域				
	30dB 未満	管理 A	管理 B2	管理 C
	30dB 以上 50dB 未満	管理 B2	管理 B2	管理 C
	50dB 以上	管理 C	管理 C	管理 C

注) 騒音健康診断では、管理 B1 は使用しない。

- 健康管理区分に対し、労働衛生上必要な措置を次のとおり定める。

騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置

区分	状態*	措置
管理 A (異常なし)	聴力に異常所見が認められない。	・ 一般的聴覚管理
管理 B2 (要観察)	前駆期の所見が認められる、あるいは軽度の聴力低下が認められる。	・ 騒音ばく露を等価騒音レベル 85 dB 未満に抑制すること。 ・ 作業環境が第 2 管理区分又は個人ばく露測定結果が 85 dB 以上となる場合には、聴覚保護具を適切に使用させることにより、騒音レベルを 85 dB 未満とする必要があること。
管理 C (要管理)	高音域聴力の明らかな低下が認められる、あるいは中等度以上の聴力低下が認められる。	・ 騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に使用させることにより、騒音ばく露を 85 dB 未満かつ可能な限り低減させる必要があること。 ・ 必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。

*健康管理区分は、聴力検査結果により定める区分であり、もっぱら労働衛生上の管理を行うために使用する。

(9) 労働衛生教育

対象作業場における業務に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、騒音の人体に及ぼす影響、聴覚保護具の使用方法についての労働衛生教育を行う。

対象作業場における業務については、作業に従事する労働者の騒音ばく露を低減するための措置を行わせる管理者を定め、当該管理者に対し、騒音の人体に及ぼす影響、騒音レベルの把握と低減のための措置、聴覚保護具の使用その他の作業管理及び関係法令についての労働衛生教育を行う。管理者に対する労働衛生教育の科目、範囲及び時間については、次の表のとおりとする。

管理者に対する労働衛生教育

科目	範囲	時間	教育内容の例
騒音の人体に及ぼす影響	音の性質と騒音作業 聴力障害と騒音性難聴	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・反射、吸収、距離減衰など音の特性 ・生活や職場での騒音レベルとハイリスク作業の把握 ・様々な聴力障害と騒音性難聴の特徴 ・聴力低下の初期症状 ・聴力低下者に対するばく露抑制の必要性
騒音レベルの把握と低減のための措置	騒音レベルの測定と評価 1日騒音ばく露量の考え方 騒音ばく露低減措置（騒音源対策、伝ば経路対策、作業側対策、改善事例）	80分	<ul style="list-style-type: none"> ・等価騒音レベルの考え方 ・作業環境測定/個人ばく露測定の実務（実習） ・屋外での騒音レベルの推計 ・1日騒音ばく露量の算定と評価 ・低騒音の機械工具、設備 ・各種工学的対策 ・改善事例
聴覚保護具の使用その他の作業管理	聴覚保護具の選択と保守 聴覚保護具の装着方法と効果確認 作業方法等の改善	40分	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚保護具の種類ごとの特性とJISに基づく遮音値 ・作業に応じた聴覚保護具の選択の留意点 ・聴覚保護具の正しい装着方法に関する指導（実習） ・聴覚保護具のフィットテスト ・聴覚保護具の維持管理と交換時期 ・作業方法による騒音ばく露の違い ・作業時間の制限
関係法令	騒音作業に係る労働衛生関係法令、通達等	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則に規定する措置義務 ・ガイドラインの主要事項

注) 教育内容の例は参考である。

(別表第1)

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

等価騒音レベルが 85 dB 以上となる可能性が高い以下の作業場

<打撃機構を有する工具を用いた業務を行う作業場>

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場(現行別表第2(1))
- (2) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場(現行別表第2(13))
- (3) さく岩機、コーキングハンマー、スケーリングハンマー、コンクリートブレーカー等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場(現行別表第2(47))
- (4) 打撃機構を有する工具を用いた業務を行うその他の作業場

<回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行う作業場>

- (5) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場(現行別表第2(16))
- (6) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場(現行別表第2(18))
- (7) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場(現行別表第2(45))
- (8) コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場(現行別表第2(48))
- (9) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場(現行別表第2(49))
- (10) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場(現行別表第2(50))
- (11) 回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行うその他の作業場

<金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行う作業場>

- (12) 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場(現行別表第2(4))
- (13) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場(現行別表第2(5))

(14) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場（現行別表第2(6)）

(15) 金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行うその他の作業場
<土石、岩石、鉱物等を動力により破碎、粉碎等する工程又は機械による掘削等を含む業務を行う作業場>

(16) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場（現行別表第2(43)）

(17) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場（現行別表第2(44)）

(18) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内又は建物、壁等で囲まれた狭隘な作業場（現行別表第2(46)）

(19) 土石、岩石、鉱物等を破碎、粉碎等する工程又は機械による掘削等を含む業務を行うその他の作業場

<内燃機関等の運転の業務を行う作業場>

(20) 内燃機関の製造工場、修理工場等において、内燃機関の試運転の業務を行う作業場（現行別表第2(17)）

(21) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場（現行別表第2(39)）

(22) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場（現行別表第2(40)）

(23) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場（現行別表第2(41)）

(24) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場（現行別表第2(42)）

(25) 軌道車の運転等の業務を行う坑内の作業場

(26) 内燃機関等の運転の業務を行うその他の作業場

<金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行う作業場>

(27) 携帯用研削盤、ベルトサンダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場（現行別表第2(2)）

(28) ショットブラスト、サンドブラスト、ショットピーニング等により金属、陶器、ガラス、プラスチック等の表面処理の業務を行う作業場（現行別表第2(3)）

(29) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場（現行別表第2(9)）

(30) 乾燥したガラス原料等を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場（現行別表第2(10)）

(31) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場（現行別表第2(11)）

(32) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場（現行別表第2(12)）

(33) 動力によりガasket等をはく離する業務を行う作業場（現行別表第2(22)）

(34) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場（現行別表第2(23)）

(35) 動力機械による大豆の選別等の業務を行う作業場（現行別表第2(26)）

(36) 金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行うその他の作業場

<振動を発生させる業務を行う作業場>

(37) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場（現行別表第2(19)）

(38) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータ等により締め固めの業務を行う作業場（現行別表第2(20)）

(39) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場（現行別表第2(21)）

(40) 物を製造する工程において振動を発生させる業務を行うその他の作業場

<高圧の流体を噴射させる工程又は金属を溶融する工程を含む業務を行う作業場>

(41) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場（現行別表第2(38)）

(42) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場（現行別表第2(36)）

(43) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場（現行別表第2(37)）

(44) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場（現行別表第2(7)）

(45) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場（現行別表第2(8)）

(46) 圧縮空気をを用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場（現行別表第2(14)）

(47) ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場（現行別表第2(15)）

(48) 高圧の流体を噴射させる工程又は金属を溶解する工程を含む業務を行うその他の作業場

<騒音を発する特殊な工程を含む業務を行う作業場>

(49) 射出成形機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場（現行別表第2(24)）

(50) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場（現行別表第2(25)）

(51) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場（現行別表第2(27)）

(52) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場（現行別表第2(28)）

(53) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場（現行別表第2(29)）

(54) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場（現行別表第2(30)）

(55) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場（現行別表第2(31)）

(56) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場（現行別表第2(32)）

(57) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場（現行別表第2(33)）

(58) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場（現行別表第2(34)）

- (59) 高速印刷機等により印刷の業務を行う作業場（現行別表第2(35)）
- (60) ドラムバーカー、水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場（現行別表第2(51)）
- (61) その他騒音を発する工程を含む業務を行う作業場

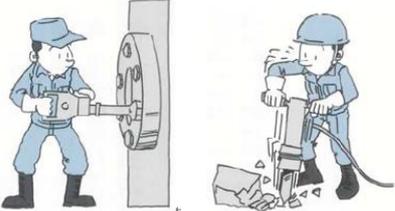
<騒音を発する場所における業務を行うその他の作業場>

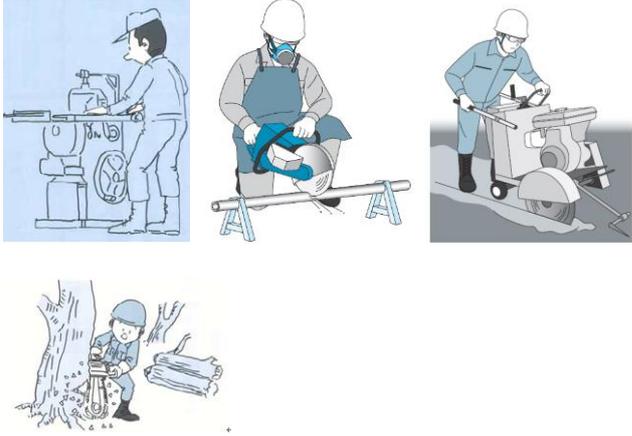
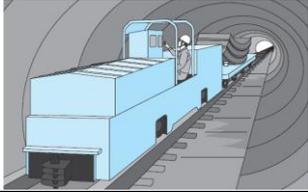
- (62) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場（現行別表第2(52)）
- (63) 著しい音響環境下で顧客対応等の業務を行う作業場
- (64) 騒音を発する場所における業務を行うその他の作業場

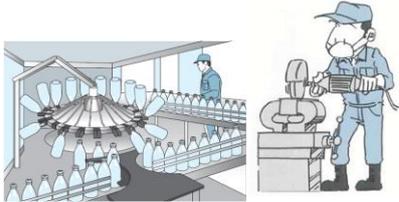
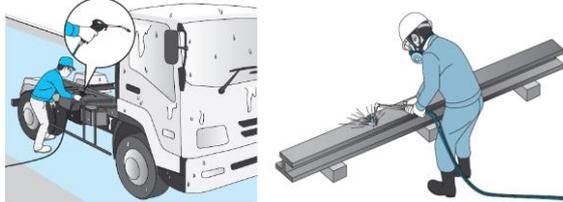
注) 別表第2に示す作業場の区分は、騒音発生のメカニズム等に照らして類型化したものであり、複数の区分に関連するものについては、1つの区分で代表させている。

下線は、現行ガイドラインに対して追加、字句の修正を行う部分。

別表第2の補足説明

	別表第2の記述	補足説明
1	<p>打撃機構を有する工具を用いた業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動モータや空気モータ等、動力源から発生する騒音が大きくなっても、その回転力を往復運動や打撃などに変換するメカニズムにより騒音が大きくなることもある。 ・ 工具先端部分と加工物との間で発生する騒音に加え、工具各部の摩耗や損傷により異常振動が発生することによる騒音にも留意が必要である。 ・ ハンマーには様々なものが含まれるが、金属の打撃における騒音大きい。著しい衝撃騒音となる場合は、等価騒音レベルとは別に聴覚保護具等の措置を講ずる必要がある。 ・ 圧縮空気により駆動される手持動力工具には、さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレーカー、スケーリングハンマー、サンドランマー、ピックハンマー、多針タガネ及びオートケレンが含まれる。 ・ 振動工具に該当しない振動性工具についても、騒音が大きなものがあることに留意すること。 
2	<p>回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回転体を内蔵する工具には、エンジン、モーター等の発する騒音のほか、グラインダー、サンダーなど回転体による金属、石材等の切断、研磨等に伴う騒音が問題となる場合がある。 ・ 負荷の状態により騒音レベルが変わるほか、のこ歯の目立てなどでは、間欠的な騒音となる。 ・ 木材加工用機械には、丸のこ盤、帯のこ盤、手押しかな盤、面取り盤、ルーターが含まれる。

		
3	<p>金属に強大な力を加えて変形させる工程を含む業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動力により金属の曲げ、絞り、せん断、切断等の工程については、その規模、頻度によっても騒音レベルが変化する。 ・金属を変形させるその他の工程においても、著しい騒音を発するものが含まれることに留意が必要である。 ・動力により駆動されるハンマーについては、別表第1(3)に該当する場合もあることに留意。 
4	<p>土石、岩石、鉱物等を破碎、粉碎する工程又は機械による掘削等を含む業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音源の近傍及び狭隘な空間においては騒音レベルが特に大きくなることがある。 
5	<p>内燃機関等の運転の業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内燃機関その他の騒音源の近傍及び狭隘な空間においては騒音レベルが特に大きくなることがある。 ・軌道車の運転等の業務には、運転手に加えて同乗する他の労働者の騒音レベルにも留意が必要である。シールド工法によるずい道工事を含む。 

6	<p>金属その他の硬質な物を接触させる工程を含む業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の硬質な物には、陶器、ガラス、プラスチックなどを幅広く含む。 ・金属の表面の研削又は研磨の業務は、回転体を内蔵する工具又は機械を用いた業務と重複するものが含まれる。 ・サンドブラストは、砂その他の研磨剤を圧縮空気により吹き付けることにより、金属等の硬質な物の表面処理を行う。 ・表面処理には、研削による粗面化、研磨による平滑化のほか、ショットピーニングによる表面硬化等を含む。 ・ショットブラスト（圧縮空気により駆動されるものに限る。）及びサンドブラストを屋内で取り扱う場合は、別表第1の（1）に該当する。 ・動力機械による大豆の選別のほか、硬質の粒状物を動力機械により取り扱うことにより著しい騒音が発生することがある。 <div style="text-align: center;">  </div>
7	<p>振動を発生させる業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において振動を発生させる必要がある業務において発生する騒音は、騒音源が広い範囲に及ぶことも多い。 ・鋳物の砂落し機を屋内で取り扱う場合は、別表第1の（1）に該当する。
8	<p>高圧の流体を噴射させる工程又は金属を溶融する工程を含む業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮空気、高圧水等を噴射させる工程において発する騒音については、ノズル先端の形状が大きく影響する。手持ちノズルを用いた水滴の乾燥の業務においては、騒音源からの距離や作業時間により騒音レベルが大きく変動する。 ・金属を溶融する工程においては、様々な要因で著しい騒音が発生することがある。 <div style="text-align: center;">  </div>
9	<p>騒音を発する特殊な工程を含む業務を行う作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の調査等に基づき著しい騒音を発する特定の工程が例示されているが、近傍での会話が聞き取りにくいほどの騒音

		<p>を発生するその他の工程においても、騒音レベルの確認等を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を屋内で行う場合は、別表第1の(6)に該当する。
10	<p>騒音を発生する場所における業務を行うその他の作業場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港の駐機場所においては、航空機の近傍及び狭隘な作業場においては騒音レベルが特に大きくなる。 ・各種機器等から大音量で音楽、音響効果音等を発生する場所においては、意図せずに発生する騒音に限らず、顧客に娯楽や遊興を提供するために発生する音であっても、顧客対応等の業務に従事する労働者の騒音レベルに応じて対象とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

騒音レベルに応じた措置の選択

- 等価騒音レベル 85 dB 以上となる可能性がある業務

Yes.



No.

- ・主たる騒音源に係るデータから明らか
- ・過去の測定で 80 dB 未満のみ

- 6月以内の作業環境測定で第1管理区分の単位作業場所における業務
6月以内の個人ばく露測定等で 85 dB 未満*と評価される業務

No.



Yes.

- ・労働衛生教育
- ・測定等の実施
- ・雇入時騒音健康診断
- ・著しい衝撃音が懸念される場合は、聴覚保護具**

- 6月以内の作業環境測定で第2管理区分の単位作業場所における業務
6月以内の個人ばく露測定等で 85 dB 以上 90 dB 未満と評価される業務

No.



Yes.

- ・労働衛生教育
- ・測定等の実施
- ・聴覚保護具の使用、ばく露低減措置
- ・要観察者等に対する聴覚保護具の装着方法指導***
- ・屋内作業場における注意標識 (85dB 以上)
- ・雇入時騒音健康診断
- ・定期騒音健康診断****

- 6月以内の作業環境測定で第3管理区分の単位作業場所における業務
6月以内の個人ばく露測定等で 90 dB 以上と評価される業務

Yes.

- ・労働衛生教育
- ・測定等の実施
- ・聴覚保護具の使用、ばく露低減措置
- ・騒音作業従事者に対する聴覚保護具の装着方法指導
- ・屋内作業場における警告標識 (90dB 以上)
- ・雇入時騒音健康診断
- ・定期騒音健康診断****

*85 dB は、騒音障害防止のための管理レベルであり、騒音性難聴のリスクとしての安全基準ではないため、更なるばく露低減が望ましい。

**1日騒音ばく露量として85 dB未満であっても、ハンマーや打撃工具などにより著しい衝撃音が懸念される場合は、聴覚保護具を使用させる。

***聴覚保護具を使用させることに加えて、正しい装着方法を管理者が指導する。

****手持動力工具等に基づく騒音レベルの推計は85 dB以上で、1日ばく露量が85 dB未満である労働者を除く。

個人ばく露測定方法による等価騒音レベルの測定及び評価

1 目的

屋内作業場以外の作業場において業務に従事する労働者の騒音レベルを把握する等のため、対象労働者又は作業グループごとに個人ばく露測定を行うことにより、騒音ばく露の低減化のほか、当該労働者に対する作業方法、聴覚保護具の選定と使用その他の作業管理を行うことを目的とする。

2 対象労働者等

ガイドライン別表第2に掲げる作業場のうち、原則として、屋内作業場以外の作業場において、さく岩機、チェーンソー、インパクトレンチその他の手持動力工具、コンクリートカッター、車両系建設機械等の騒音を発する工具、機械等を用いて行う業務に従事する労働者及びその周辺で業務を行う労働者を対象とする。

また、ガイドライン別表第2に掲げる作業場のうち、屋内作業場及び坑内の作業場においても、手持動力工具等の騒音源が常時移動する場所における作業、著しい音響環境下で行う顧客対応等の業務等、作業環境測定又は定点測定により労働者の騒音レベルを適切に把握できないことが明らかな場合には、対象とすることができる。

対象となる業務を例示すると、次のとおりである。

- ・インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務
- ・圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務
- ・コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務
- ・チェーンソー又は刈払機を用いて行う立木の伐採、草木の刈払い等の業務
- ・坑内における軌道車の運転等の業務（シールド工法によるずい道工事現場等）
- ・著しい音響環境下で行う顧客対応等の業務

3 測定の実務

(1) 使用する機器

- 一般に、ばく露計は、マイクロホンが一体となった小さな本体から成り、騒音の大きさを蓄積するものである。マイクロホンが本体と分離したばく露計もある。
- 個人ばく露測定に使用するばく露計は、等価騒音レベルを測定できる必要がある。JIS C1509-1 又は IEC 61252 に規定する精度を満たすものとする。

- 作業場によっては、防爆性能を有するばく露計を選定して使用する必要がある。

(2) 測定方法

- 同種の作業を行う作業グループごとに少なくとも1つ、ばく露計による測定を行う。
- ばく露計のマイクロホン部分を作業者の頭部、首又は肩の近くに装着する。
- ばく露計を、作業者に終日又は半日装着したままで作業を行わせることにより、騒音作業に従事する時間の等価騒音レベルを測定することを基本とする。2時間で1つのサイクルとなる作業を繰り返し行うことが明らかな場合など、1サイクルを測定することにより作業時間中の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定時間を短縮して差し支えないが、1時間を下回らないようにすること。事業場の管理者は、1日の騒音作業時間をあらかじめ把握しておくこと。
- 測定の専門家又は事業場の管理者は、計測開始に先立ち、対象労働者にばく露計が正しく装着されていることを確認するとともに、計測時間中にばく露計を落下させたり、マイクロホン部分を作業着等で覆ったりすることがないように、対象労働者に指示すること。計測時間を通して、測定の専門家等の立会いは原則として不要であり、対象作業によるばく露計の操作も必要ない。

(3) 評価等

- 評価に先立ち、個人ばく露測定結果と、1日の騒音作業時間（ばく露計装着時間ではない。）を記録しておくこと。
- 個人ばく露測定結果の評価は、日本産業衛生学会が「許容濃度等の勧告」に定める騒音の許容基準における「表VI-2 騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準」により行う。以下は、その概要版である。

表 騒音レベルによる許容基準（概要版） 8時間を前提としたもの

騒音レベル	82dB	85dB	88dB	91dB	94dB	97dB
許容される1日の騒音作業時間	8時間	8時間	4時間	2時間	1時間	30分

A 特性音圧レベルによる

注) 単位 (dB) は対数目盛であり、+3 dB ごとに実際のばく露量は2倍になることに留意。

- 騒音レベルが、等価騒音レベル 85 dB 以上とならないよう騒音ばく露低減のための措置を講ずることを原則とする。
- 個人ばく露測定結果が 85 dB 以上となる時は、その騒音レベルで許容される1日の騒音作業時間（例えば 88 dB で 4.0 時間）を考慮し、1日の作業時間がこれに達しないよう管理することが望ましい。

- 1日の作業時間が、騒音レベルで許容される1日の騒音作業時間以上となる場合は、1日当たりの等価騒音レベルが85 dB以上となるため、聴覚保護具の使用にかかわらず、対象作業グループに対する定期健康診断を省略することはできない。
- 対象者及び同種の作業を行う作業グループに対し、騒音健康診断実施時に当該個人ばく露測定結果を提供し、健康管理としても活用すること。
- 騒音ばく露低減のための措置を講じても騒音レベルが等価騒音レベル85 dB以上となる場合は、聴覚保護具を使用すること。
- 騒音ばく露低減のための措置を講じても騒音レベルが等価騒音レベル90 dB以上となる場合は、聴覚保護具を正しく装着するよう指導する必要がある。

(参考)

騒音障害防止のためのガイドライン改正案イメージ

(ガイドライン見直し方針に基づき記述される現時点での改正案本文の例)

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づく措置を含め、騒音を発する有害な作業場において騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 対象作業場等

本ガイドラインでは、等価騒音レベル 85 dB 以上となる可能性の高い作業場を、騒音を発する有害な作業場として取り扱い、騒音レベルを把握することにより、騒音障害のリスクに応じて必要な措置を講ずるものとする。本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務をいう。

3 事業者の責務

別表第 1 及び別表第 2（見直し方針を参照）に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減等に努めるものとする。

4 労働衛生管理体制とリスクアセスメント

原則として、作業場ごとに騒音障害防止対策の管理者を定めて組織的かつ継続的に対策を実施すること。当該管理者は、主としてライン管理者、職長等の実務に習熟した者が該当するが、事業場の規模に応じて、事業場全体を統括する者との連携も重要である。

建設工事現場等においては、元請事業者は、関係請負人が行う労働者の労働衛生管理、労働衛生教育等が適切に行われるよう、指導・援助を行う必要がある。

これら騒音障害防止対策の管理者は、騒音レベルを把握して騒音障害リスクを見積もった上で、リスクに応じて設備や作業方法等を踏まえた必要な措置を選択して対策を講ずる。

5 作業環境管理

騒音障害のリスクに応じた管理を行う観点から、以下により騒音レベルの把握を行う必要がある。ただし、別表第 2 に掲げる作業場であって、過去の測定結果等から、等価騒音レベルが常態的に 85 dB 未満であることが明らかであるものについては、この限りでない。

(1) 屋内作業場

イ 作業環境測定

(イ) 事業者は、別表第 1 に掲げる屋内作業場及び別表第 2 に掲げる作業場のうち屋内作業場について、次の測定を行うこと。

① 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第4条第1号及び第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定(以下「A測定」という。)

② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場にあつては、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定(以下「B測定」という。)

(ロ) 測定は、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(ハ) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分以上継続して行うこと。

ロ 作業環境測定結果の評価

事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果の評価を行うこと。

		B測定		
		85 dB 未満	85 dB 以上 90 dB 未満	90 dB 以上
A測定 平均値	85 dB 未満	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	85 dB 以上 90 dB 未満	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	90 dB 以上	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

備考

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80 dB 未満の測定値は含めないこと。
- B測定は、音源に近接する場所における作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う必要があること。ただし、音源に近接する場所において作業が行われることのない単位作業場所については、A測定のみを実施し、表中のB測定の欄は85 dB 未満の欄を用いて評価を行うこと。
- 別表第2に掲げる業務のうち、音源が常時移動する場所における作業、音響環境下における顧客対応等の業務を行うものであって、作業環境測定による労働者の騒音レベルの正確な把握が困難な場合は、個人ばく露測定によることができること。

ハ 騒音ばく露低減のための措置

事業者は、作業環境測定結果の評価を行った結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。

(イ) 第1管理区分の場合

第1管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(ロ) 第2管理区分の場合

① 第2管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分となるよう努めること。

③ 騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させること。

(ハ) 第3管理区分の場合

① 第3管理区分に区分された場所については、労働安全衛生規則第583条の2の規定に基づき、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 労働安全衛生規則第584条の規定に基づき、騒音の伝ばを防ぐため、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにすること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。

③ 騒音作業に従事する労働者に有効な聴覚保護具を使用させた上で、その適切な使用を確認することにより、当該労働者の騒音レベルを85 dB未満になるようにすること。また、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示すること。

二 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定箇所
- ④ 測定条件
- ⑤ 測定結果
- ⑥ 評価日時
- ⑦ 評価箇所
- ⑧ 評価結果

⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名

⑩ 測定及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 屋内作業場以外の作業場

イ 坑内の作業場における定点測定

事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち坑内の作業場について、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。ただし、シールド工法によるずい道工事等が行われる坑内における軌道車の運転等の業務等、定点測定による労働者の騒音レベルの正確な把握が困難な場合は、個人ばく露測定によること。

(イ) 測定は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合には、その都度行うこと。

ロ 個人ばく露測定

(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場（イに規定する坑内の作業場を除く。）について、騒音源に着目して、対象となる騒音作業ごとに、別紙に示す個人ばく露測定方法による等価騒音レベルの測定を行うこと。

(ロ) 測定は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

(ハ) 当該騒音源に係る施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(ニ) (1)のイに掲げる屋内作業場又は(2)のイに掲げる坑内の作業場であって、他の測定方法により労働者の騒音レベルの把握が困難である場合は、個人ばく露測定によること。

ハ 屋外等の作業場における騒音レベルの推計

(イ) 事業者は、ロに規定する作業場であって、周辺に建物や壁等の騒音の反射に影響する地面以外の物体がない屋外の作業場については、個人ばく露測定に代えて、妥当な方法により、騒音源に着目して、対象となる騒音作業ごとに、騒音レベルの推計を行うことができる。

(ロ) (イ)に規定する屋外の作業場についての騒音レベルの推計は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。作業工程又は作業方法を変更した場合には、必要に応じて再度行うこと。

(ハ) 騒音レベルの推計は、屋内作業場、坑内の作業場及び周辺に建物や壁等の騒音の反射に影響する地面以外の物体がある屋外の作業場については、行うことができない。

ニ 騒音レベルの評価

事業者は、イからハまでに規定する騒音レベルの把握を行ったときは、対象となる騒音作業ごとに、別紙に示すところにより、騒音レベルの評価を行うこと。

ホ 騒音ばく露低減のための措置

事業者は、騒音レベルに応じて、次の措置を講ずること。

(イ) 85 dB 未満の場合

引き続き騒音ばく露の低減に努めること。

(ロ) 85 dB 以上 90 dB 未満の場合

① 作業工程又は作業方法の点検を行い、必要に応じて作業方法等の改善等必要な措置を講ずることにより、騒音レベルが 85 dB 未満になるよう努めること。

② 当該騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させること。

(ハ) 90 dB 以上の場合

当該騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させた上で、その適切な使用を確認することにより、当該労働者の騒音レベルを 85 dB 未満になるようにすること。また、当該保護具を使用しなければならない旨について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示すること。

ヘ 測定結果等の記録

事業者は、イからハまでに規定する騒音レベルの把握及び評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを 3 年間保存すること。

- ① 測定等の日時
- ② 測定等の方法
- ③ 測定等の対象となる騒音作業及び対象者
- ④ 測定結果
- ⑤ 測定等及び評価を実施した者の氏名
- ⑥ 測定等及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

6 聴覚保護具の使用その他の作業管理

(1) 作業方法等の継続的な管理

騒音ばく露低減のための措置を講じても、なお等価騒音レベルが 85 dB 未満とならない場合は、騒音源に近づく作業に着目して作業方法の改善を行うなど、騒音障害防止対策の管理者の指示の下で作業管理を適切にかつ継続的に行うこと。

(2) 有効な聴覚保護具の使用

騒音ばく露低減のための措置を講じても等価騒音レベルが 85 dB 未満とならない場合は、作業環境測定結果又は個人ばく露測定等により把握した騒音レベルに応じて有効な聴覚保護具を選定し、対象となる労働者に使用させる。

有効な聴覚保護具の選定は、日本産業規格 JIS T8161-1 に規定する試験方法により測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう留意すること。また、危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話が必要な作業の場合においては、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないこと。

(3) 聴覚保護具の装着確認

等価騒音レベルが 90 dB 以上の強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者や、騒音健康診断の結果、要観察とされた労働者については、当該労働者の騒音ばく露を等価騒音レベル 85 dB 未満とするよう、騒音障害防止対策の管理者が聴覚保護具の正しい装着方法を指導すること。

(4) 作業時間の管理

騒音ばく露低減のための措置、作業方法の改善及び聴覚保護具の使用によっても労働者の当該労働者の騒音ばく露が等価騒音レベル 85 dB 以上となるときは、1 日の騒音作業に従事する時間を制限することにより、1 日騒音ばく露量を 85 dB 未満とする必要がある。

7 健康管理

(1) 騒音健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、当該労働者の等価騒音レベルが常に 85 dB 未満であることが明らかであるときは、この限りでない。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、6,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

ロ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者（1 日騒音ばく露量が等価騒音レベル 85 dB 未満とされた者を除く。）に対し、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査
(1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧の純音が聞こえるかどうかの検査)

事業者は、上記の健康診断の結果、30dB の音圧での検査で異常がみられた者その他医師が必要と認める者について、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① オージオメータによる 250, 500, 1, 000, 2, 000、4, 000、6, 000、 8, 000 ヘルツ
における聴力の検査
- ② その他医師が必要と認める検査

(2) 健康管理区分の決定

事業者は、聴力検査の結果に基づき、気導純音聴力レベルを求め、次のとおり健康管理区分を決定する。ただし、選別聴力検査の結果、30dB の音圧での検査で異常がみられなかった者はこの限りでない。

聴力レベルに基づく健康管理区分

	会話音域	30dB 未満	30dB 以上 40dB 未満	40dB 以上
高音域				
30dB 未満		管理 A	管理 B2	管理 C
30dB 以上 50dB 未満		管理 B2	管理 B2	管理 C
50dB 以上		管理 C	管理 C	管理 C

(3) 健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果に応じて、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、屋内作業場にあつては第2管理区分及び第3管理区分に区分された場所、屋内作業場以外の作業場にあつては等価騒音レベルで 85 dB 以上の作業場において、聴覚保護具を適切に使用させることにより、当該労働者の騒音レベルを 85 dB 未満とするよう努めること。
- ロ 中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に使用させることにより、当該労働者の騒音レベルを等価騒音レベル 85 dB 未満かつ可能な限り低減させるよう努めること。また、必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。

騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置

区分	状態*	措置
管理 A (異常なし)	聴力に異常所見が認められない。	・ 一般的聴覚管理
管理 B2 (要観察)	前駆期の所見が認められる、あるいは軽度の聴力低下が認められる。	・ 騒音ばく露を等価騒音レベル 85 dB 未満に抑制すること。 ・ 作業環境が第2管理区分又は個人ばく露測定結果が 85 dB 以上となる場合には、聴覚保護具を適切に使用さ

		せることにより、騒音レベルを 85 dB 未満とする必要があること。
管理 C (要管理)	高音域聴力の明らかな低下が認められる、あるいは中等度以上の聴力低下が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に使用させることにより、騒音ばく露を 85 dB 未満かつ可能な限り低減させる必要があること。 ・必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。

*健康管理区分は、聴力検査結果により定める区分であり、もっぱら労働衛生上の管理を行うために使用する。

(4) 健康診断結果の記録と報告

事業者は、雇入時等又は定期の健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

8 労働衛生教育

(1) 騒音作業従事者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、騒音の人体に及ぼす影響及び聴覚保護具の使用方法について労働衛生教育を行うこと。

(2) 管理者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を従事させようとするときは、作業に従事する労働者の騒音障害防止対策を行う管理者を定め、当該管理者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 騒音レベルの把握と騒音ばく露低減のための措置
- ③ 聴覚保護具の使用その他の作業管理
- ④ 関係法令

9 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1又は別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。